# 袖ケ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例の構成図

**前　文**

▶ 条例制定の背景や、条例の目的、理念等を概括的に示します。

**目　的（1条）**

▶ 条例を制定する目的（目指す「まちづくり」の姿）を示します。

**地域コミュニティの活性化 及び 協働の推進を図り、
活力に満ちた共に支え合う住みやすいまち**

**定　義（2条）**

▶ 条例で使用されている用語の意義を規定します。

**基本理念（3条）**

▶ 市民、地域コミュニティ、市が共有するまちづくりの基本理念（目的を実現するための基本となる姿勢や考え方）を示します。

| ① 市民の地域コミュニティへの参加の促進（1号） | ② 地域コミュニティの連携の促進（2号） | ③ 地域コミュニティと市の協働の推進（3号） |
|---|---|---|

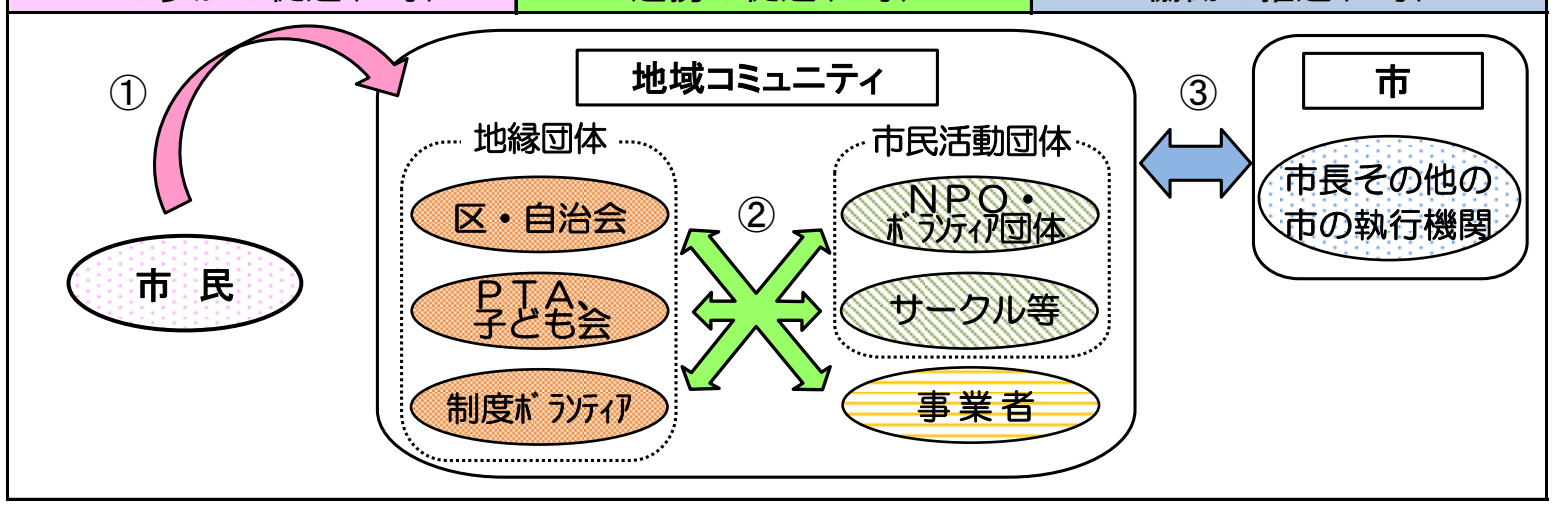


**各主体の役割と責務（4条～8条）**

▶ 目的や基本理念を踏まえ、まちづくりの各主体がどのような役割・責務を担うのか明確にします。

| | | |
|---|---|---|
| ① 市民の役割 （4条） | | ・地域コミュニティに参加し、まちづくりに関わる。<br>・まちづくりへの理解を深め、意識の向上に努める。 |
| 地域コミュニティ | ② 地縁団体の役割（5条） | ・地域の情報を収集、課題を把握し、他の団体と連携や市と協働して、まちづくりに取り組む。<br>・地域の住民相互の交流や連携を促進する。 |
| | ③ 市民活動団体の役割（6条） | ・活動分野の知識、専門性等を活かし、他の団体との連携や市と協働して、まちづくりに取り組む。<br>・市民に対し、活動参加の機会提供や活動内容への理解を図る。 |
| | ④ 事業者の役割（7条） | ・地域社会との連携を深め、事業活動の特性、専門性等を活かし、地域の活性化やまちづくりに寄与する。 |
| ⑤ 市の責務 （8条） | | ・基本的な構想・計画を示し、総合的かつ計画的に施策を推進する。<br>・地域コミュニティの活性化を促進し、そのまちづくりを支援する。<br>・協働によるまちづくりを推進するための環境を整備する。<br>・市職員に対し、協働によるまちづくりに関する理解等を促進させる。 |

**協働のまちづくりを推進する仕組み（9条～18条）**

▶ 目的を実現するために必要な仕組みについて、基本理念を踏まえ規定します。

| 協働の前提となる仕組み ①、② | 地域コミュニティの活性化と協働を推進する仕組み ③～⑦ | 条例の実効性を確保する仕組み ⑧～⑩ |
|---|---|---|
| ① 情報の共有等 （9条） | ⑥ 協働のまちづくりに関する提案等 （14条） | |
| ② 計画等策定への参画 （10条） | ⑦ 地域まちづくり協議会 （15条） | |
| ③ 担い手づくり （11条） | ⑧ 協働のまちづくり推進計画 （16条） | |
| ④ 拠点づくり （12条） | ⑨ 協働のまちづくり推進委員会 （17条） | |
| ⑤ 補助金の交付等による支援 （13条） | ⑩ 推進本部 （18条） | |

**委　任（19条）**

○ 条例の施行後は、条例の規定により具体的な取組を展開します。